

公共ますの増設について

- 1 公共ますはφ 200mm以上とする。
- 2 取付管の管径はφ 100mm又はφ 150mmとする。
- 3 支管取付時、必ず番線等で圧着させること。
- 4 埋戻し及び締固めは、何層かに(20～30cm)分けて行うこと。
- 5 工事中は必ずヘルメットを着用すること。
- 6 事前に上下水道課と打合せを行い、公共ます設置申請書(移設届)に施工図面を添付し提出すること。(舗装復旧面積、ます設置深、取付管延長を明記する)
- 7 工事写真は各工程ごとに撮影し、完成写真の黒板には必ず日付を記入し、写真帳に入れ見出しを付けて工事完成報告書と同時に提出すること。
- 8 公共ますについては、自在曲管等を使用し、水平に設置すること。
- 9 ます蓋については原則、保護鉄蓋を使用する。ただし、車の乗り入れ等が発生しない場所に設置する場合は、協議の上、塩ビ蓋とすることも可とする。なお、ます蓋は必ず町章入りとする。
- 10 工事完成後は下水道管等移管願を提出すること。また、ます設置にかかった費用を記載した見積書を同時に提出すること。